

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)①ハ(ハ)イ)を次のとおり改める。

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り(各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大泉	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田東	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,455.374	2,325.624
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り(各入口インターチェンジから大泉インターチェンジ方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
京葉ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
三郷	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444
和光	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444

別紙3中、1.(1)①ハ(ハ)ロ)を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)①ハ(ニ)イ)を次のとおり改める。

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り(各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	958.222	1,195.462	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田東	925.160	1,154.134	1,392.368	1,884.005	3,040.008
外環浦和	868.481	1,083.286	1,307.351	1,813.812	2,874.870
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	950.446	1,147.943	1,594.626	2,509.560
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,116.061	1,550.788	2,436.498
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,487.468	2,330.964
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
北千葉ジャンクション	360.182	412.728	465.274	583.501	872.502
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り(各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
北千葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008

松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—

別紙3中、1.(1)①ハ(ニ)ロを次のとおり改める。

別紙3中、1.(2)⑬を次のとおり改める。

⑬障害者割引

イ 東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ）又はロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場
合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

ロ 東日本高速道路株式会社が別に定める日から

(イ) 割引をする自動車

手帳に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は東日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ）又はロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場
合に限る。

また、上記イ) 又はロ) の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、東日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

別紙3中、別添3のうち

「

トマム	十勝 清水	20.9

」を

「

トマム	新得 スマート	十勝 清水	20.9
		7.8	
			13.1

」に、

「

岩槻	蓮田	久喜白岡 ジャンクション	13.6
	スマート	—	
			7.6

ただし、東北縦貫自動車道弘前線（川口ジャンクション・青森間）のインターチェンジ相互間のキロ程については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から次のとおりとする。

岩槻	蓮田	久喜白岡 ジャンクション	13.6
	スマート	7.2	
			6.4

」を

「

岩槻	蓮田	久喜白岡 ジャンクション
	スマート	7.2
		6.4
		13.6

」に、

「

松尾	安代
	八幡平

」を

「

松尾	八幡平	安代
	スマート	12.5
		10.4
		22.9

」に、

「 甘楽 PA スマート 」を「 甘楽スマート 」に、

「

土浦北	千代田
	石岡

」を

「

土浦北	千代田PA	千代田 石岡
	スマート	4.3
		3.8
		8.1

」に、

「

湾岸	宮野木
	ジャンクション

」を

「

湾岸	検見川・真砂	宮野木 ジャンクション
	スマート	-
		1.0
		5.1

」に、

「

太田	足利
	桐生

」を

「

太田	足利	足利
	スマート	6.5
		3.8
		10.3

」に、

「 出流原 PA スマート 」を「 出流原スマート 」に改める。

別紙3中、別添8のうち

「

草加	三郷
	7.2

」を

「

草加	草加八潮ジャンクション	三郷
	・外環八潮スマート	3.2
	4.0	7.2

」に、

「

草加	三郷
	41.4

」を

「

草加	草加八潮ジャンクション	三郷
	・外環八潮スマート	45.4
	38.2	41.4

」に、

「

草加	三郷
34.2	48.6

」を

「

草加	草加八潮ジャンクション	三郷
	・外環八潮スマート	
34.2	42.2	48.6

」に改める。